

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年5月15日（平成30年（独個）諮問第26号）

答申日：平成31年2月15日（平成30年度（独個）答申第42号）

事件名：本人に係る特定の運営会議議事録の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定の運営会議A議事録」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年3月26日付け29高機総第146号により独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

「訂正を要しないことにした理由」の前半は理解不能である。訂正請求の対象である運営会議決議の記録がある特定の運営会議A議事録は機構が開示決定した。法27条の開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報である。

不訂正理由の偽りを一部だけ指摘する。「運営会議決議が（1）の報告前に存在した」という事実はない、「保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はない」は偽りである。運営会議決議は審査請求人を本人とする保有個人情報である。

機構は本審査請求に対し審査会に以下の内容を含む答申を行う。

運営会議に提出した資料1～3を用いて調査WGの報告内容と、その後の運営会議決議文の作成過程を明らかにする。調査WGの報告内容は運営会議決議文の矛盾の有無の確認に必要である。また、運営会議決議文が調査WGの報告後の作成であるにも係らず「一部修正」の語を議事録に記した理由も説明する。一部修正の前後情報も明らかにしなければならないことも当然である。

審査請求人のこれ以上の理由説明は機構の答申書を得た後である。

(2) 意見書(資料は省略)

「特定調査WG報告書」に関する運営会議の意見、見解(資料1, 2枚目以降)を「運営会議決議」, 「特定調査WG報告書」(資料2)を「報告書」とする。「事実関係の概要」は報告書の○～○ページである。

ア 資料1～3(運営会議議事録 報告事項1(1))

特定号証A～C(資料3, ○～○枚目)の右上に「特定調査結果報告書(特定年月日A)関係者資料①～③」の文字がある。特定号証Aは○枚, 特定号証Bは○枚, 特定号証Cは○枚である。議事録にある「資料1～3」は, 特定号証A～Cの一部である。特定号証A～Cは黒塗りのない情報も審査請求人の手元にある(資料3, ○～○枚目, その他の添付資料もすべて機構が審査請求人に提出したものである)。

特定号証Aの特定個人Aは運営会議の出席者(資料1)である運営会議議事録(1)にある報告がどのようなものであるか, 説明の必要はない。

イ 「資料1～3」と関係するもの

運営会議の資料には特定校長Aの資料がない。審査請求人が特定校長Aに渡した文書(資料3, ○枚目, 特定号証Aの中にあるが資料1にはない。事実関係の概要(2)○の文書)は, ○の翌日で9時半の授業前に提出なので急いで書いたから細かいミスは存在するが事実に偽りはない。文書で(略)を設定したが実現していない。審査請求人が(略)を伴い校長室に呼びに行った間に校長が教室に怒鳴り込んだ。ともかく, この書面と事実関係の概要○及び, 報告書目次の「第3, (略), 第4, 4.(1)(略), 4.(2)(略)」とは異なる。当然, ○の場にいた特定個人A, 特定個人Bの特定号証A, Bとも異なる。

(略)の特定個人C, 特定個人D, 特定個人E 3氏の資料(資料3, ○～○枚目, 物質3人資料とする)も運営会議資料にはない。(略)は「(略)」(特定個人C), 「(略)」(特定個人D), 「(略)」(特定個人E)がなければ, 「(略)」(特定個人B)できない。特定個人Fが審査請求人を呼び出し, その場で特定個人Bが(略)の確認をしている。後になって, 呼び出したのはこの確認のためだとわかった。

特定号証A～Cと物質3人資料のどちらが嘘である。この嘘はある特定人物のシナリオによる組織的なものである。特定号証A～Cにある日付けは特定年月日Bの運営会議前で, 特定個人D, 特定個人Eの証言は運営会議後である。特定号証A～Cを得た後の運営会議

で調査WGを立ち上げた。資料1～3の証言の食い違いを運営会議委員の誰も指摘できないこともわかっている。

審査請求人が特定校長Aに提出した文書を特定個人Aが取得した経緯の情報もない。(特定高専教員にはこの事情はすぐにわかる。)

ウ 運営会議決議の偽り

報告書を見ることなく承認し(この事実は開示の議事録で十分と考える)運営会議決議をしたのは騙しの手法である。決議内容も偽りである。

(ア) 「1. (略)」

「(略)」, (略)など存在しない。(略)はない。「(略)に関する当WGの意見, 見解」(報告書○ページ)ですら, (略)の職務はない。

「(略)」なものを膨大な時間(4名のWGメンバーが計約○時間, 延べ○人時間以上(報告書, ○～○ページ))をかけて調査したにも係らず, 杜撰さの指摘がない。

(イ) 「2. (略)」

(略)がないと運営会議で断定したのであるから運営会議でこの対策を取らなければならないにもかかわらず。その対策もない。断定後の論理も支離滅裂である。

(ウ) 「3. (1) (略)」

突然「(略)」がでてくる。これ以前の(略)と何の脈絡もない。(略)も突然教務主事通知に変わる。教務手帳の目次(報告書最後から○枚目)には(略)など必要ないものまで記載があるにもかかわらず。教務主事通知はない。教務主事通知が学校の決定, 規則等でないことは確実である。

(エ) 「3. (2) (略)」

職務命令に違反した行為という新たな語がでてくるが, その行為が不明である。「(略)」は物質3人の証言と異なる。

(オ) 「4. (略)」

「(略)」していないのが, 運営会議そのものである。

(カ) 補足

特定年月日Cに特定校長Bが報告書を受領し, 土日祝日後の運営会議で議事録の「一部修正」の修正前の運営会議決議を誰が作成していたか, 推理は容易である。

資料1～3を出し, 報告書という証拠は残さないようにして考える余裕を与えず結論を出させるという騙しの手法である。

エ 運営会議決議に対する校長の対応

特定高専人甲第7号(資料1, 最後)の審査請求人の手書きは校長

命令だから、校長は審査請求人に調査WGの存在すら知らせていない調査報告書とわかっている。

運営会議決議は上記ウで示したように不正な手段で取得したものであり、その内容も偽りである。破棄しなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校（特定高専）教員で、特定年度において、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。（略）について、特定高専校長は、審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため、（略）の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日D諭旨解雇処分となり、特定年月日Eをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

#### 2 決定についての考え方とその理由

開示文書「特定の運営会議A議事録」について

審査請求人からの平成29年10月2日付け開示請求の「特定年月の特定高専運営委員会の議事録のうち、請求者の個人情報に係る部分」について、保有個人情報が記録されているとして特定した法人文書は、「特定の運営会議A議事録」であり、平成29年11月1日付け29高機総第95号において開示決定し、平成29年12月1日に開示したものである。

上記会議は、議事録に記録された議事順並びに会議資料に基づき報告及び決議がされており、審査請求人が主張する「運営会議決議が（1）の報告前に存在した」（（1）特定の運営会議B（特定年月日B開催）において設置された「特定調査WG」から資料に基づき調査結果が報告された。）という事実はない。さらに、議事録には、審査請求人を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はないことから、不訂正とした。

#### 3 その他

今回の審査請求について、審査請求人は、機構が開示決定を行った理由である「訂正請求者が主張する「運営会議決議が（1）の報告前に存在した」という事実はない。さらに、議事録には、審査請求人を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はない」という点につ

いて、否定しているが、具体的な根拠が示されていない。

さらに、運営会議議事録に「一部修正」の語を記した理由の説明を求めているが、法では、開示した法人文書の内容の説明をすることは求められていない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年1月21日 審議
- ⑤ 同年2月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

##### 2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

##### 3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂

正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。  
(2) 本件訂正請求は、「特定の運営会議A議事録」に記録された情報について訂正を求めているものと認められ、当該情報が訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人が訂正すべきとする保有個人情報について、審査請求人の認識に沿った事実認定等への変更を求める主張等は提出されているものの、訂正請求の対象とされた保有個人情報の各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、審査請求人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるとすべき事情も認められない。

したがって、本件訂正請求について、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

(別紙) 本件訂正請求書における「訂正請求の趣旨及び理由」の記載内容

(趣旨)

特定の運営会議 A 決議を破棄する。

(理由)

運営会議議事録と特定校長 B の証言 (特定高専第 3 号) を併せると、運営会議出席者は校長と「特定調査 WG」座長 (不明者) を除く全員が報告書を見ていない。報告書を出すべきものを資料 1～3 とし、資料 1～3 を不明としている。(1) の「調査結果が報告」はなかった。加えて、(2) の「運営会の意見・見解が一部修正」であるから運営会議決議は (1) の報告前に存在した。

機構が法律の下に存在する法人であるなら、これ以上の理由説明は不要である。